

目指せ新販路！首都圏バイヤー連携事業
「FOODEX JAPAN 2024（第49回 国際食品・飲料展）」
岡山県ブース（国内出展ゾーン） 出展事業者 募集要項

1 目的

食品・飲料の首都圏をはじめとする全国や海外への販路開拓等の支援

2 募集事業の概要

（1）「FOODEX JAPAN 2024（第49回国際食品・飲料展）」の概要

- ・開催期間 令和6年3月5日（火）～8日（金）
10：00～17：00（最終日は16：30まで）
- ・開催場所 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
- ・内容等 世界中の食品・飲料が一堂に会し、国内外から多くの食品バイヤー・購買担当者が来場する、アジア最大級の食品・飲料専門展示会
〔参考〕FOODEX JAPAN 2023 実績（第48回（令和5年3月））
出展者数：2,562社（国内976社、海外1,586社）
来場者数：延べ73,789名

（2）岡山県ブース（国内出展ゾーン）の概要（予定）

- ・小間数 8小間
- ・募集数 8～16社程度
- ・展示面積 1社あたり1/2小間～1小間程度
- ・負担金 115,500円～231,000円（税込）程度
※負担金は事業者数に応じて変動します。
※会場までの交通費、宿泊費、商品搬送費及び基本什器以外の什器等を追加する場合の費用は各社でのご負担となります。
- ・その他 出展期間中は原則として1名以上の参加をお願いします。



〈2023年出展の様子〉

3 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に首都圏への販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （2）県税を滞納していないこと。（出展決定の企業等には県税の完納証明書（原本）の提出をお願いします。）
- （3）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品衛生法、J A S法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法等及びJ I S規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。 (※2)
- (8) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (9) 各種保険等に加入する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (10) 前日の搬入日に自社ブースへ展示品等を設営し、1日目から最終日(4日目)の16:30まで自社ブースでの展示、及び来場者に対する商材の説明等のため1名以上の人員の常駐が可能であること。また閉会后、直ちに展示品の撤去等、必要な作業が可能であること。

※1 「中小企業等」：中小企業支援法(昭和38年7月15日法律第147号)第2条に規定する中小企業者、任意のグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)を対象とする。

※2 「HACCPについて」：令和3年6月から原則としてすべての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが必要となるため、今後、支援事業の申込時にHACCPに沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」および「記録簿」等の提出を求める予定としている。

<厚生労働省：HACCPに沿った衛生管理の制度化について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

※HACCPについて不明な点等あれば、財団までご連絡下さい。

4 応募方法

(1) 提出書類

① 申込書

② F C P展示会・商談会シート(食品・事業者情報シート)※主な出展商品分

③ 会社概要(企業のパンフレット可)

- ・①、②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。
https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2958.html
- ・採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する完納証明書(原本)を提出していただきます。
- ・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては、返却いたしません。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)

(4) 実施主体

岡山県、公益財団法人岡山県産業振興財団

(5) 提出方法

メールまたは郵送にてご提出ください。

(6) 応募期間

令和5年7月5日(水)から8月4日(金)17時必着

5 選考について

- (1) 応募多数の場合、書類審査の上、出展者を決定します。(必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。)
- (2) 審査の結果(不採択の理由等)に関する問合せには、応じかねますので、予めご了承ください。

6 注意事項

- (1) 出展者には当日及び事後アンケートを実施する予定です。ご協力をお願いします。
- (2) 出展者は、安全かつスムーズな進行のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- (3) 岡山県ブース内の各出展者の配置や装飾等は、業種を考慮して岡山県ブース事務局側で決定します。ご了承ください。
- (4) 出展者が損害を被った場合、その損害については出展者の負担となります。
- (5) 商標、特別なノウハウ等の知的財産や秘密事項については、出展者自身で予め法的保護を行うなどの対応をおとりください。
- (6) 本展示会は新型コロナウイルス感染拡大など止むを得ない事情により、中止や延期となる場合がございます。その場合、キャンセル料として出展負担金の30%の金額が発生しますので、予めご了承ください。

7 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 (担当: 衛藤)
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)
電話: 086-286-9677 FAX: 086-286-9691 Eメール: shinfo@optic.or.jp